香川県立中央病院入院費保証契約仕様書

1. 保証契約内容

保証期間内に香川県立中央病院(以下「当院」という。)へ入院していた 患者のうち、入院申込書にてプロポーザル参加者(以下「提案者」とい う。)を連帯保証人とすることに同意した者(以下「対象患者」という。)に ついて、提案者は対象患者と連帯して入院中にかかった診療費(以下「入院 費」という。)を保証するものとし、対象患者が当院からの納入通知書兼請 求書交付日の属する月の末日から三月以内に入院費を支払わなかった場合、 未払い入院費に係る当院からの請求に基づき、下記保証範囲内で代位弁済を 行う。また、契約後一月は周知期間とし、当院の従事者への周知業務も行 う。

2. 当院の概要

(1) 名称	香川県立中央病院
(2) 開設者	香川県知事 池田豊人
(3) 許可病床数	533 床
(4)一日平均入院患者数	363.8 人
(令和5年1月~12月)	
(5)新入院患者数	12,536 人
(令和5年1月~12月)	(月平均 1,044.7人)
(6)未収額	5, 165, 687 円
(令和5年4月から同年9月	(4月分 1,027千円、5月分 858千円
入院分の入院費で、4月後に	6月分 942千円、7月分 1,069千円
未収になっている額)	8月分 509千円、9月分 761千円)

3. 保証範囲

(1) 保証対象者	入院患者の内、入院申し込みにより、契約し
	ている患者
(2)対象となる債務	保証期間中の入院で、入院期間の長短によら
	ず、入院日から退院日までの一入院
(3) 保証限度額	一入院につき各月100万円
(4) 保証内訳	①入院費用における診療報酬の自己負担分
	(公的医療保険対象となる診療費は公的保険
	の自己負担分、公的医療保険対象外となる診
	療費は全額とする)
	②入院費用実費負担分(個室料、入院時食事
	療養費等)
(5) 代位弁済限度額	契約時の保証料の1.5倍まで
(年額)	

4. 保証料

当院が負担する。また、対象患者に一切の負担を求めないこと。

5. 保証期間

令和6年5月1日から令和7年3月31日まで

※新たに導入するため、契約後一月程度を周知期間とする。また、対象患者の入院費に関する代位弁済金請求権は、保証期間終了後六月間は代位弁済に応じること。

6. 連帯保証契約手続き

- (1) 当院指定の入院申込書により行う。
- (2)対象患者の返済
 - ①代位弁済金に係る対象患者への返済請求に関し、対象患者から担保・ 抵当等の提供を求めないこと。
 - ②対象患者が分割返済を求めた場合は、返済資力に応じて分割返済を認めること。
 - ③当院の支払猶予期間(請求書交付後三月間)内に対象患者が入院費の 分割払いを希望した場合は、その時点で代位弁済対象事案として分割 払いの相談に応じること。
 - ④返済に係る手数料を別途請求する場合、その額は対象患者にとって過 度の負担にならない額とすること。

7. 個人情報の取扱い

- ・当院から提供した対象患者に関する一切の情報は、入院費保証業務以外に は使用しないこと。
- •情報漏洩等を防ぐための対策を講じること。

8. その他

- ・担当者、責任者を定め、常時対応可能な体制を構築し、対象患者を含む当 院利用者からの保証契約に係る問い合わせ、相談等には誠実に対応するこ と。
- ・提案者が当院に対して保証(代位弁済)した入院費について、対象患者に 請求する場合は、適法かつ誠実に対応すること。